

2019 年における個人所得税の手取給与への影響

March 2019



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2019 年 1 月時点で、世界 89 ヶ国に業務を展開し、23,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

2019 年 1 月 1 日より、新個人所得税法実施条例が施行されました。国務院税務総局公告 2018 年第 61 号で述べられている変更の中でも、中国居住納税者の給与・賃金所得に係る月次個人所得税計算方法の変更は考慮すべき事項の対象となっています。

個人所得税計算式

具体的な計算式は以下の通りです。

当期予納徴収税額 = (予納徴収課税所得額の累計額 × 予納徴収率 - 速算控除額) - 減免税累計額 - 予納徴収済税額の累計額

その内：

予納徴収課税所得額の累計額 = 収入累計額 - 免税収入累計額 - 控除費用累計額 - 特別控除項目累計額 - 特別付加控除項目累計額 - 法により確定したその他の控除項目の累計額

以下の仮定条件の下、この計算式を説明します。

ある個人の月次給与・賃金所得は 30,000 元であり、当該個人は以下の控除を享受していると仮定した場合。

- ・ 3 種類の社会保険（養老保険、医療保険、失業保険）及び 1 種類の樹金（住宅公共積立金）の合計 4,500 元。（特別控除項目）
- ・ 子女教育、老人扶養といった特別付加控除の合計 2,000 元。（特別付加控除項目）
- ・ 月次基礎控除は 5,000 元。（控除費用）

当該個人が 1 月から 3 月までに支払うべき個人所得税は以下の通りとなります。

1 月： $(30,000 - 5,000 - 4,500 - 2,000) \times 3\% = 555$

2 月： $(30,000 \times 2 - 5,000 \times 2 - 4,500 \times 2 - 2,000 \times 2) \times 10\% - 2,520 - 555 = 625$

3 月： $(30,000 \times 3 - 5,000 \times 3 - 4,500 \times 3 - 2,000 \times 3) \times 10\% - 2,520 - 555 - 625 = 1,850$

個人所得税率

個人所得税予納税率表一
(居住者個人の給与・賃金所得に適用)

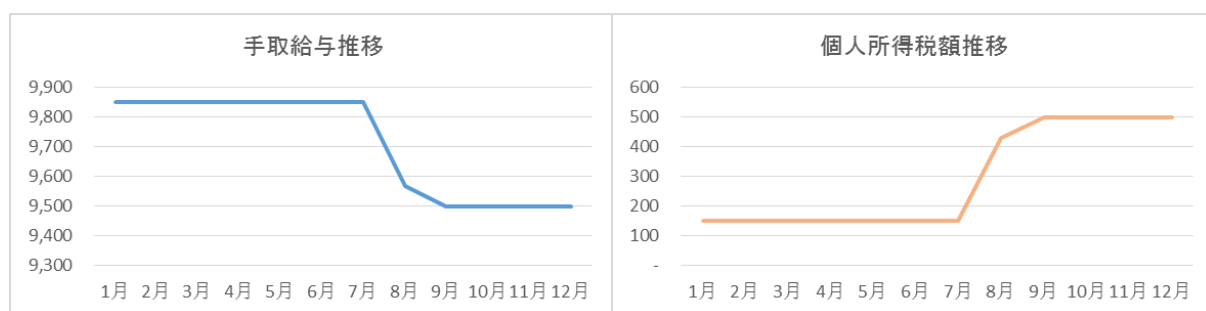
段階	課税所得額の累計額	税率 (%)	速算控除額
1	36,000 元以下	3	0
2	36,000 元以上 144,000 元以下	10	2,520
3	144,000 元以上 300,000 元以下	20	16,920
4	300,000 元以上 420,000 元以下	25	31,920
5	420,000 元以上 660,000 元以下	30	52,920
6	660,000 元以上 960,000 元以下	35	85,920
7	960,000 元以上	45	181,920

新計算方法が手取給与に及ぼす影響について

新個人所得税の計算方法は従業員に対して様々な課税所得において影響を与えます。我々は例として月次給与・賃金所得が 10,000 元、25,000 元及び 60,000 元の場合（控除項目は基礎控除 5,000 元のみと仮定）における、その手取給与と個人所得税を以下のグラフを使い示します。

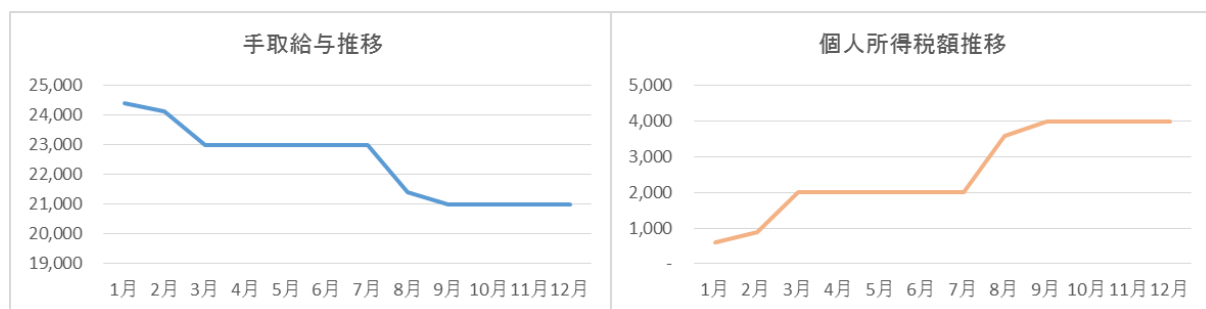
1、課税給与・賃金所得が 10,000 元の場合

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
課税所得	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
個人所得税	150	150	150	150	150	150	150	430	500	500	500	500
手取給与	9,850	9,850	9,850	9,850	9,850	9,850	9,850	9,570	9,500	9,500	9,500	9,500



2、課税給与・賃金所得が 25,000 元の場合

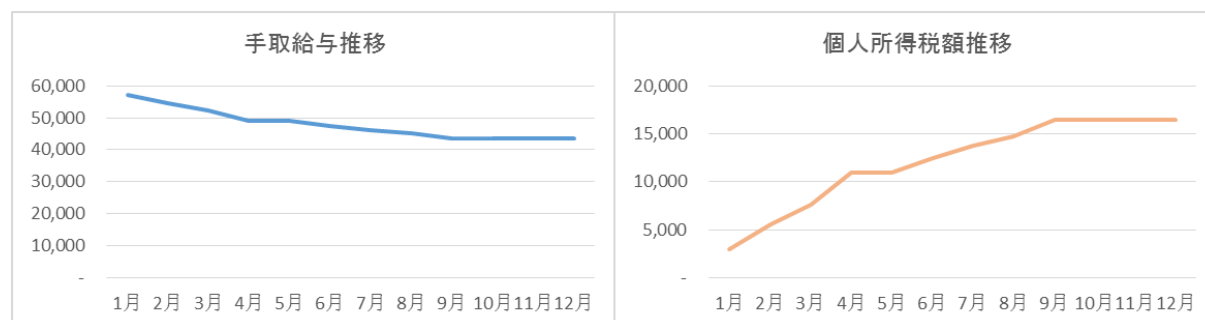
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
課税所得	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
個人所得税	600	880	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	3,600	4,000	4,000	4,000	4,000
手取給与	24,400	24,120	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	21,400	21,000	21,000	21,000	21,000



3、課税給与・賃金所得が 60,000 元の場合

(人民元)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
課税所得	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
個人所得税	2,980	5,500	7,600	11,000	11,000	12,500	13,750	14,750	16,500	16,500	16,500	16,500
手取給与	57,020	54,500	52,400	49,000	49,000	47,500	46,250	45,250	43,500	43,500	43,500	43,500



上記のグラフからわかるように、月次課税給与・賃金所得が固定である場合、年間を通じて手取給与は減少していく結果となっています。

Mazars のアドバイス

このような影響がある事を念頭に、年度内により高い税率の範囲に達した際に備え、キャッシュフローの計画的な管理を推奨いたします。

以上

CONTACT

Mazars

Japan Desk

吉野 健太 Yoshino Kenta
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa
パートナー Partner
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta
シニアコンサルタント Senior Consultant
Tel. +86 (0)21 61681088
Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China
Tel. +86 (0)21 6168 1088
Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn